

★事件票作成上の留意事項(刑事)

※太字は特に誤りの多い項目である。

※作成要領上明らかに誤りと言える項目については「☆」で表示した。

◎刑事通常第一審事件票

事件票項目	留意事項	作成要領
(1)事件番号	☆併合審理した事件について、処断刑に係る事件番号を選択していない。	7
(2)罪名	<p>☆罪名符号と入力した罰条が一致していない。</p> <p>☆犯罪事実についての法定刑を規定した条文と構成要件を規定した条文とが別個に定められている場合に、「罰条」の入力漏れがある。</p> <p>☆未遂規定ありで未遂符号に入力がない、又は未遂規定がない罪名で未遂符号の入力がある。</p>	7 ~14
(4)被告人の国籍及び通訳言語等	・被告人の国籍が日本で、通訳言語が日本語以外となっている。	
(6)即決裁判手続	・即決裁判に係る事項の入力漏れがある。	17 ~18
(7)審理期間	<p>・受理年月日と終局年月日が同日になっている。</p> <p>・終局年月日と勾留(再勾留)年月日が同日になっている。</p>	
(8)追起訴の状況	・最後の追起訴と(7)「審理期間」欄の終局年月日が同日になっている。	
(9)公判	<p>・合議事件で「公判が開かれた合計時間」に入力がない。</p> <p>☆(2)「罪名」欄の罪名・罰条では、法定合議事件であるが、「単独」が入力されている。</p>	20 ~24
(10)弁護人	<p>・被疑者国選対象外の事件であるが、「被疑者段階の選任の有無」に「国選」が選択されている。</p> <p>・(16)「勾留手続」欄の勾留年月日が空欄であるが、「被疑者段階の選任の有無」に「国選」又は「私選」が選択されている。</p> <p>・弁護人が0人で、「被疑者段階の選任の有無」に「国選」又は「私選」が選択されている。</p> <p>・弁護人が私選国選とも0人で、(20)「刑・処分」欄が「有期懲役」かつ「執行猶予」が「無」(実刑判決)となっている。</p> <p>・(2)「罪名」欄の罪名符号及び罰条が強制弁護対象外であるが、「強制弁護事件」が「然」となっている。</p> <p>☆(2)「罪名」欄の罪名符号及び罰条が強制弁護対象であるが、「強制弁護事件」が「否」となっている。</p> <p>・「被疑者段階の選任の有無」が「国選」であるが、「強制弁護事件」が「否」となっている。</p> <p>・(3)「被告人」欄が法人で、かつ、「強制弁護事件」欄が「然」の場合に、(6)「即決裁判手続」欄、(12)「公判前整理手続の実施状況」欄及び(15)「期日間整理手続の実施状況」欄のいずれも入力がない。</p>	25 ~26
(11)自白の程度	<p>・単独否認事件で公判合計時間に入力がない。</p> <p>・自白事件で(17)「終局区分」欄が一部無罪となっている。</p>	27
(13)証人等	☆証人が0人にもかかわらず、「証人尋問をした公判の回数」等の入力がある。	29 ~31

(16)勾留手続	<ul style="list-style-type: none"> 勾留年月日が受理年月日よりも前にになっている。 実刑判決による身柄拘束日を再勾留年月日欄に入力している。 (20)「刑・処分」欄の「裁定未決勾留の算入」が「有」であるが、勾留年月日の入力がない。 ☆(20)「刑・処分」欄の「執行猶予」が「有」になっているが、刑訴法345条による勾留状の失効に関する入力(勾留・釈放年月日及び解除事由の入力)がない。 (20)「刑・処分」欄の「執行猶予」が「有」で、かつ、(7)「審理期間」欄の終局日が釈放年月日と同日(刑訴法345条による勾留状失効)の事案で、釈放事由が保釈となっている。 	33 ～40
(19)求刑	<ul style="list-style-type: none"> ☆(2)「罪名」欄で選択した罪名の法定刑に死刑、無期(懲役・禁錮)がないのに、(19)に入力されている。 (20)「刑・処分」欄において「死刑」、「無期懲役」又は「無期禁錮」が選択されているが、(19)に入力がされていない。 	42 ～43
(20)刑・処分(判決)	<ul style="list-style-type: none"> 刑種欄に法定刑にない刑が入力されている。 ☆(2)「罪名」欄の罪名の法定刑が罰金併科のものであるが、罰金欄の入力がない(例えば、盗品等有償譲受け等、麻薬特例法、売春防止法など)。 罰金額が1万円未満となっている。 有罪で終局したにもかかわらず、執行猶予欄が空欄のままとなっている。 刑の一部執行猶予事件について、保護観察の入力がない。 	
(22)減輕	<ul style="list-style-type: none"> ☆(20)「刑・処分」欄の入力が(2)「罪名」欄の罪名の法定刑を下回っているにもかかわらず、「減輕」欄に入力がない。 (20)「刑・処分」欄の入力が(2)「罪名」欄の罪名の法定刑の範囲内の判決であるにもかかわらず、「酌量減輕」が「有」となっている。 	
KEITASの項目全般について	<ul style="list-style-type: none"> 各項目の修正後、[]ボタンを押していない(画面上の修正は完了しているが、データの送信が未了の状態である。)。 []の表示が出ているにもかかわらず、「確認した旨」の操作が完了していない。 	

◎刑事控訴事件票

事件票項目	留意事項	作成要領
(11)破棄理由	・破棄理由に刑訴法397条1項破棄及び2項破棄がある。	76 ～77
(17)第一審が裁判員事件	☆第一審が裁判員事件以外で「然」になっている。又は、第一審が裁判員事件で「否」となっている。	81

◎医療観察処遇事件票

事件票項目	留意事項	作成要領
「不一致報告」について(注)	医療観察月報(地裁)【2310】表の総数の「既済」の数値が事件票作成数より多くなっている場合に、「不一致報告」を提出する(対象者1人について、原則として1件の事件票を作成するが、同一の対象者に対する同種の事件の審理が併合されて終局となった場合には、全事件を通じて1件の事件票を作成する。)。	86

(注)H31.4.5付け情報政策課参事官事務連絡「裁判統計報告に関する事務処理の報告方法等について」別紙第1の1の(2)イ(ウ)

※()内の番号は、通達様式上のものである。